

平成22年12月25日

北海道行政書士会
会 員 各位

北海道行政書士会
会 長 加 藤 隆 夫

緊急特別対応委員会
委員長 篠 原 賢 吾

家系図に関する上告審判決について

本会の告発を端緒として公訴提起され、一審、二審では行政書士法違反として有罪判決の宣告があった家系図作成に関する上告審判決が平成22年12月20日に最高裁第一小法廷であり、被告人は無罪とされました。

このことについては、テレビ、新聞等で広く報道されていることから、会員各位には上告審判決の要旨に触れておられると存じますが、判決主文及び理由要旨を報告し、その趣旨や射程等に関する本会としての見解等を取り急ぎ申し述べます。

記

1 上告審判決主文の要旨

本件上告趣意は、憲法(31条、22条1項)違反をいうが、刑事訴訟法405条の上告理由に当たらない。しかし、判決に影響を及ぼす法令の違反があると認められることから、刑事訴訟法411条1号により、判決主文は、『原判決及び第一審判決を破棄する。被告人は無罪。』としました。

2 上告審判決理由の要旨

『本件家系図は、自らの家系図を体裁の良い形式で残しておきたいという依頼者の希望に沿って、個人の観賞ないしは記念のための品として作成されたと認められるものであり、それ以上の対外的な関係で意味のある証明文書として利用されることが予定されていたことをうかがわせる具体的な事情はみあたらない。そうすると、このような事実関係の下では、本件家系図は、依頼者に係る身分関係を表示した書類であることは否定できないとしても、行政書士法1条の2第1項にいう「事実証明に関する書類」に当たるとみることはできないというべきである。』と述べています。

なお、宮川光治裁判官の補足意見は『文理上、「事実証明に関する書類」の内容については、「官公署に提出する書類」との類推が考慮されなければならない。このように考えると、「事実証明に関する書類」とは、「官公署に提出する書

類」に匹敵する程度に社会生活の中で意味を有するものに限定されるべきものである。』としています。

3 本会の見解

二審判決は、「本件家系図が戸籍簿等の記載内容や依頼者の親族関係等という社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる書類」であり、「その内容に不備が存在すれば依頼者やその親族の生活に混乱を生じさせる危険があることも明らか・・・」として、有罪としたものと解されます。すなわち、戸籍謄本等からその親族関係を記載された書面自体に「社会的混乱を生じさせる」ものが内在するかどうかを問い、いわば抽象的な危険性があるかどうかを判断基準としたものと考えられます。

これに対し上告審判決は、本件家系図を具体的利用目的が観賞ないし記念のためのものと判断し、前2項前段記載のとおり「事実証明の関する書類」に当たらないとしました。

そこで、家系図を離れて、「事実証明書類」一般に関して、「対外的な意味ある証明文書」とは何か、また、補足意見の「官公署へ提出する書類に匹敵する程度に社会的に意味を有するもの」の意味内容が、問われると思われま

す。一般的には、「個人の私的利用を超えた対外的または公的・準公的利用・使用目的で依頼され、作成される事実証明文書」と定義付けられるのではないかと考えられます。今後の研究と実務の蓄積とが求められるところです。

4 補足

本件公訴の端緒となった告発をした本会として、以下、上告審判決補足意見を記載します。

『被告人は手数料を払って行政書士から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を取得し、戸籍・除籍謄本に請求を行うという不正行為を行っており、その点に問題があるというべきであるが、そうした行為は、本来、行政書士の自覚と自律を高めることにより予防すべきことであり、そして、今後は、戸籍法133条により不正行為者を処罰することとなろう。』

以上